

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年 6 月30日
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 同 橋本 雅行
【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03 (6888) 1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 コクサイ・ケイマン・トラスト -
 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・
 セレクション
 (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open
 Currency Selection)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 米ドル建 米ドルクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約2,189億円）を上限とする。
 米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億アメリカ合衆国ドル（約1,095億円）を上限とする。
 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,904億円）を上限とする。
 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億オーストラリア・ドル（約952億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ

ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成26年

9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲

値（１米ドル＝109.45円および１豪ドル＝95.19円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月28日に提出した有価証券届出書（平成27年2月27日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、および、原届出書の添付書類が追加されましたので、当該書類を添付書類として提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線で示します。

表紙

< 訂正前 >

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

< 訂正後 >

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

ファンドの性格

（中略）

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成28年5月31日に終了する。

< 訂正後 >

ファンドの性格

（中略）

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成33年5月31日に終了する（注）。

（注）サブ・ファンドの存続期間は、管理会社により、平成33年5月31日まで延長された。

（2）ファンドの沿革

< 訂正前 >

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年8月3日	信託証書および補遺信託証書締結
平成22年8月23日	日本における受益証券の募集開始
平成22年9月28日	サブ・ファンドの運用開始

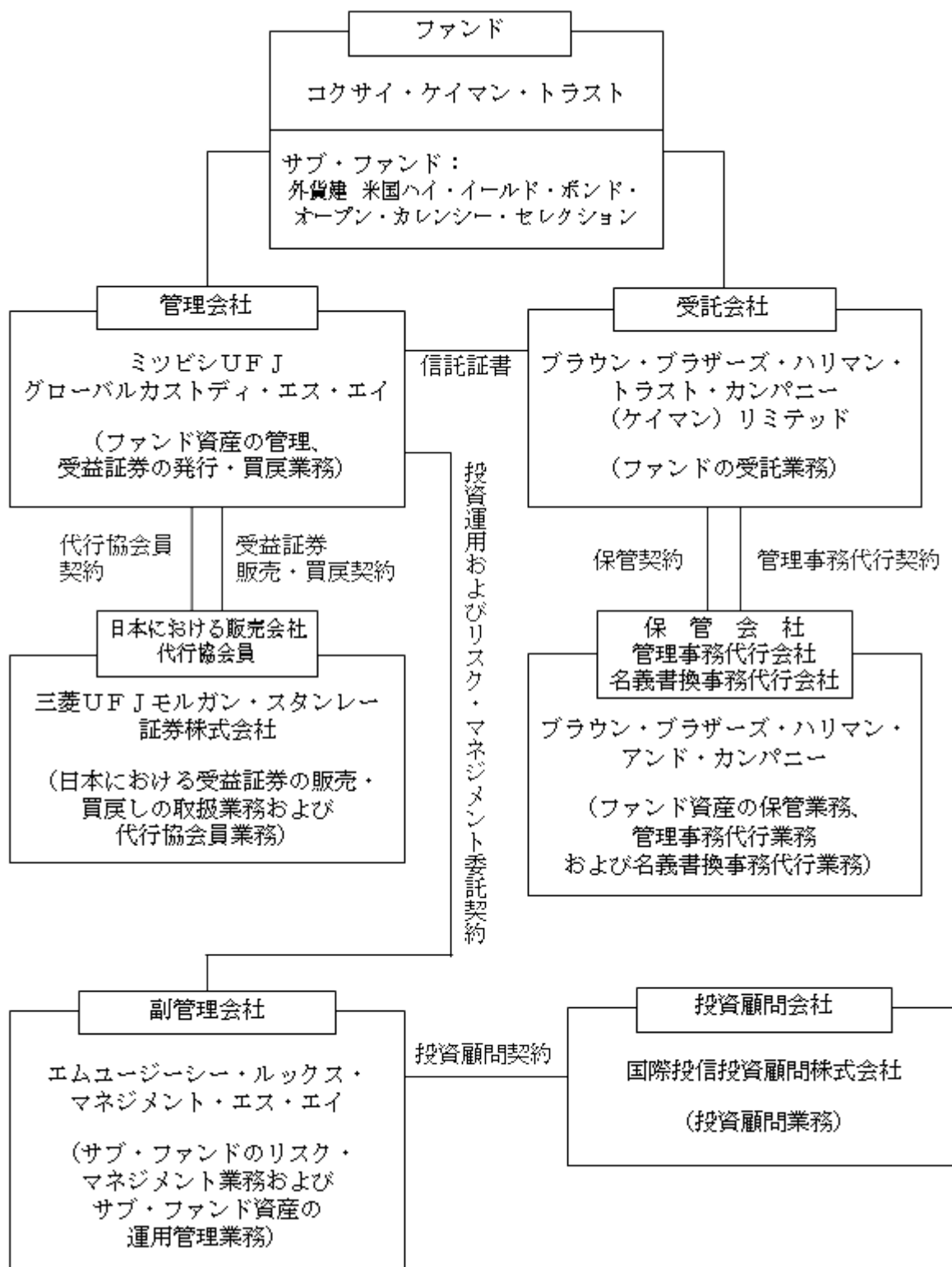
< 訂正後 >

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年8月3日	信託証書および補遺信託証書締結
平成22年8月23日	日本における受益証券の募集開始
平成22年9月28日	サブ・ファンドの運用開始
平成27年6月12日	サブ・ファンドの存続期間延長
平成27年6月12日	補遺信託証書締結

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱ＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年８月３日付で信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

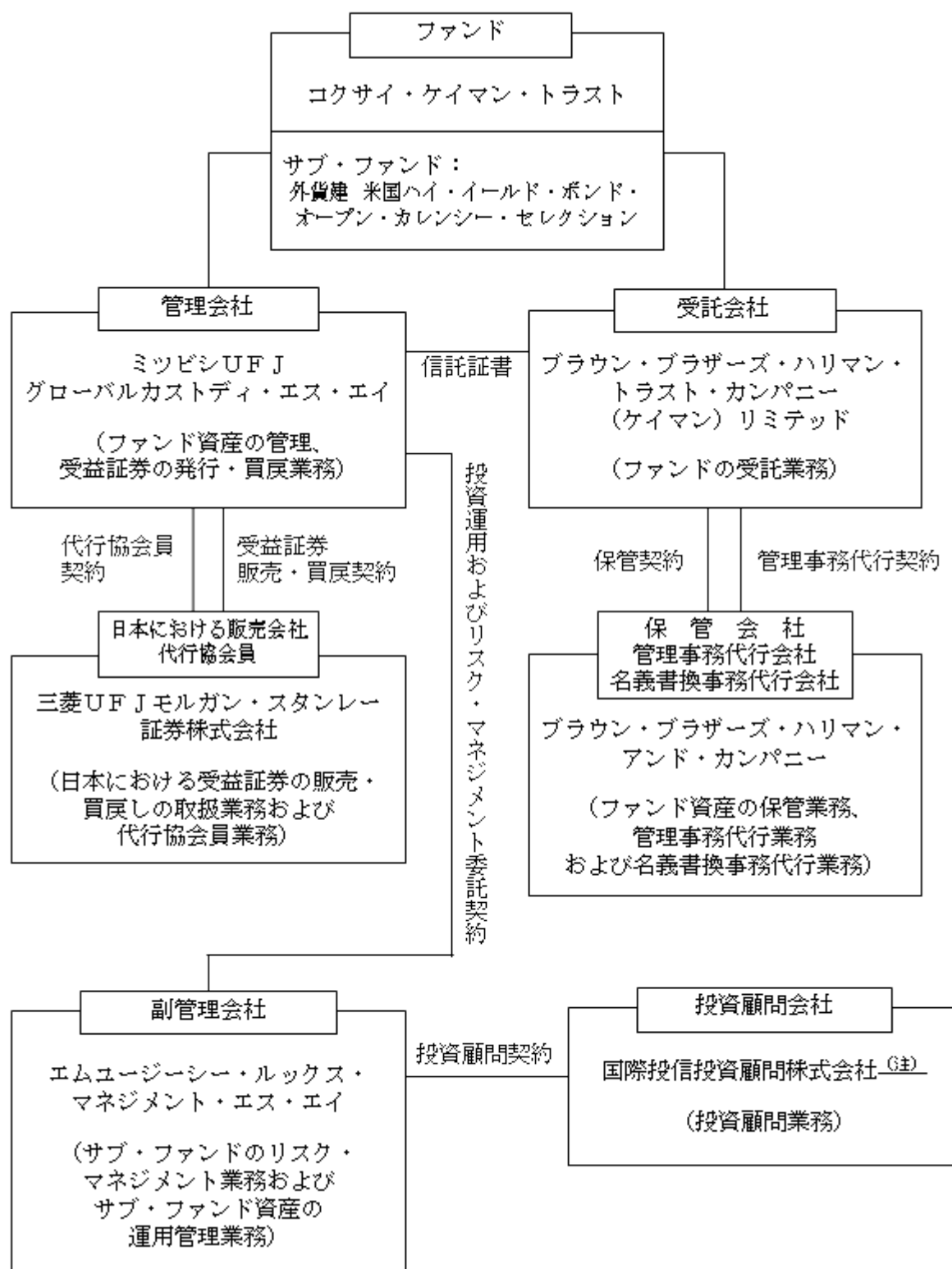
（中略）

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年８月４日付で管理会社との間で代行協会員契約（注５）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年８月４日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注６）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。
-----------------------	---------------------	---

（後略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に变更される。三菱ＵＦＪ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱ＵＦＪ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱ＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年8月3日付で信託証書および補遺信託証書ならびに平成27年6月12日付で補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

（中略）

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約（変更済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。平成22年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。
-----------------------	---------------------	--

（後略）

（４）ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

（前略）

準拠法の内容

（イ）信託法

（中略）

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成28年5月31日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

準拠法の内容

（イ）信託法

（中略）

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成33年5月31日に終了する（注）。

（注）サブ・ファンドの存続期間は、管理会社により、平成33年5月31日まで延長された。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

（後略）

（５）開示制度の概要

<訂正前>

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（中略）

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

（中略）

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

<訂正後>

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（中略）

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。ま

た、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

（中略）

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会員のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

2 投資方針

（１）投資方針

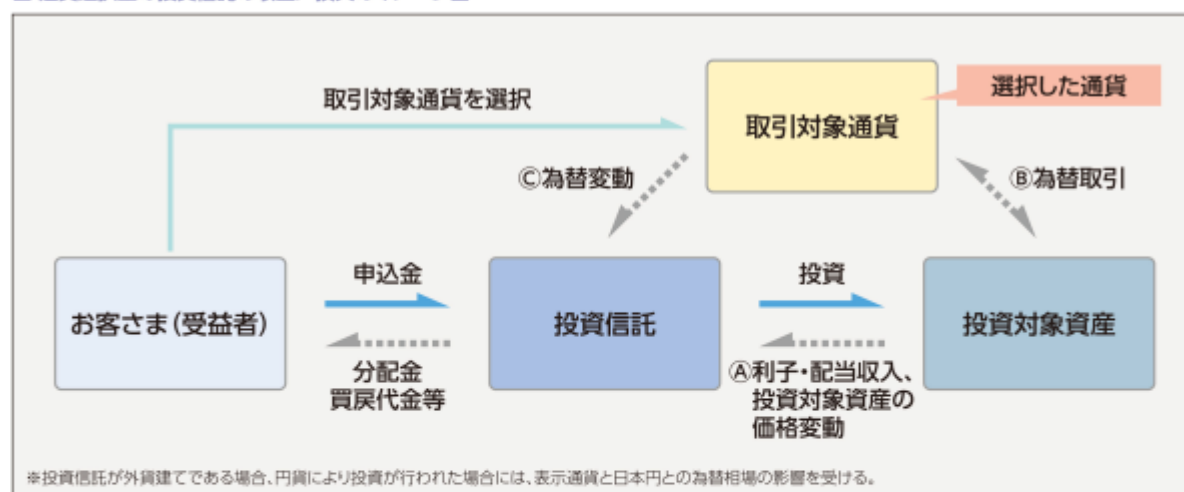
< 訂正前 >

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

（中略）

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託である。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられる。

① 投資対象資産の価格変動 (上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となる。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) / 為替取引コスト (金利差相当分の費用) (上図②部分)

- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) が期待できる。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利の方が低い場合には、為替取引コスト (金利差相当分の費用) が生じる。
- ・なお、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) や為替取引コスト (金利差相当分の費用) は発生しない。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合がある。

③ 為替差益 / 差損 (上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資信託の表示通貨 (以下「表示通貨」という。) が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなる。
- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができる。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生する。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円貨により投資が行われた場合には表示通貨と日本円の為替リスクが生じる。

➡ これまで説明した内容についてまとめると、以下のようになる。

収益の源泉	=	① 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) ／ 為替取引コスト (金利差相当分の費用)	+	③ 為替差益 / 為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転 (金利の低下等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇
		投資対象資産 (債券等) の 価格の上昇		為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) の発生		為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産 (債券等) の 価格の下落		為替取引コスト (金利差相当分の費用) の発生		為替差損の発生
		投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		取引対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類 (債券、株式、不動産等) による。

(後略)

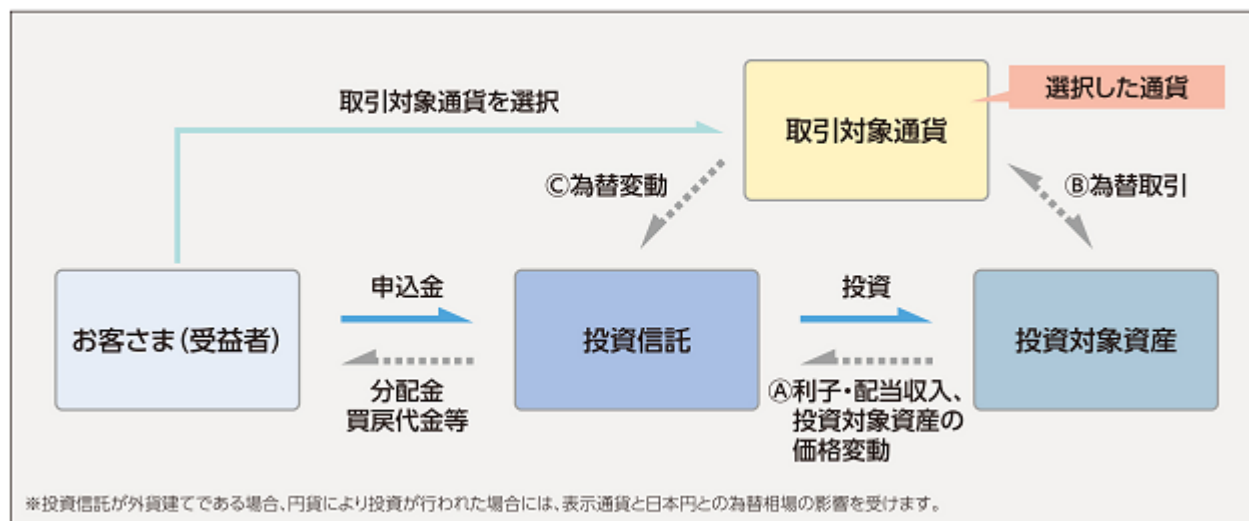
< 訂正後 >

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

（中略）

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

① 投資対象資産の価格変動 (上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がった場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) / 為替取引コスト (金利差相当分の費用) (上図②部分)

- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) が期待できます。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利の方が低い場合には、為替取引コスト (金利差相当分の費用) が生じます。
- ・なお、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) や為替取引コスト (金利差相当分の費用) は発生しません。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替差益 / 差損 (上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資信託の表示通貨 (以下「表示通貨」といいます。) が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることになります。
- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円貨により投資が行われた場合には表示通貨と日本円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	① 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) ／ 為替取引コスト (金利差相当分の費用)	+	③ 為替差益 / 為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転 (金利の低下等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇
		投資対象資産 (債券等) の 価格の上昇		為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) の発生		為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産 (債券等) の 価格の下落		為替取引コスト (金利差相当分の費用) の発生		為替差損の発生
		投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		取引対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類 (債券、株式、不動産等) によります。

(後略)

（４）分配方針

< 訂正前 >

（前略）

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

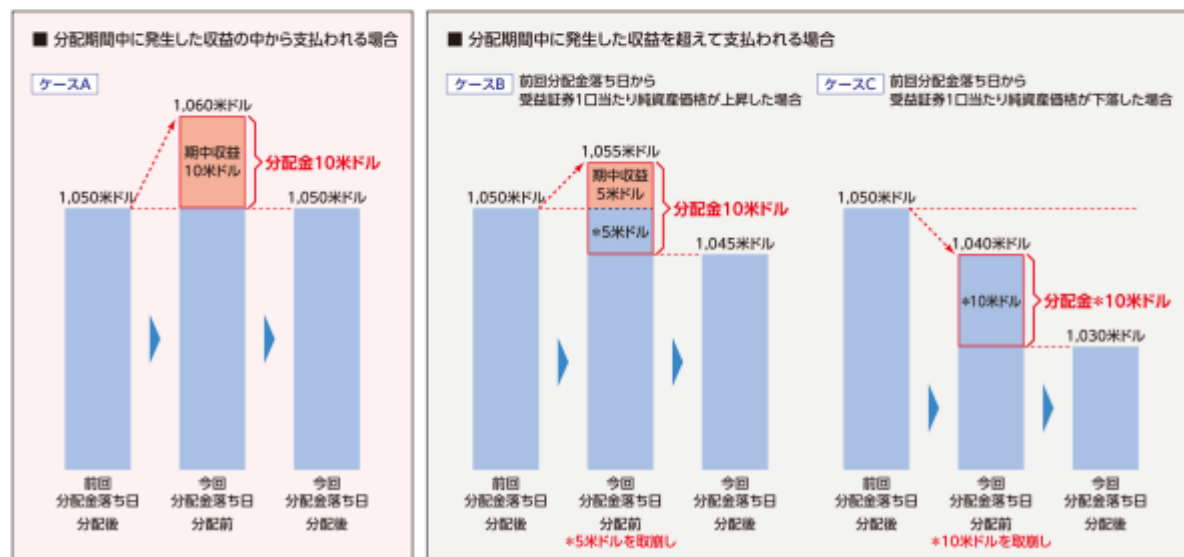
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次の分配金落ち日までの期間をいう。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づいて支払われる。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

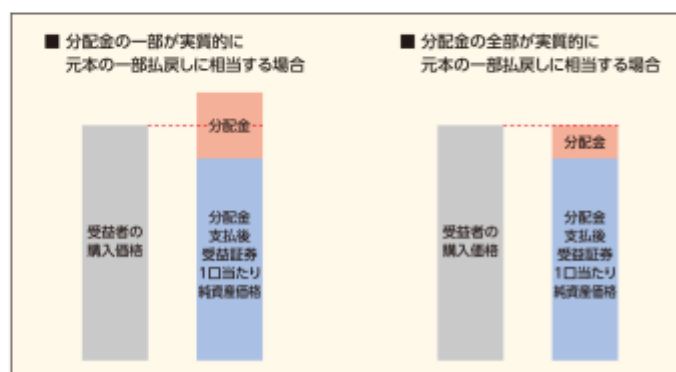
ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル	=	10米ドル
ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル	=	5米ドル
ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル	=	▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断すること。

(注) 豪ドル建の各クラスについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建で計算され、分配金は豪ドル建で支払われる。

受益者の受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

受益証券購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが見込まれる場合も同様である。



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

<訂正後>

(前略)

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

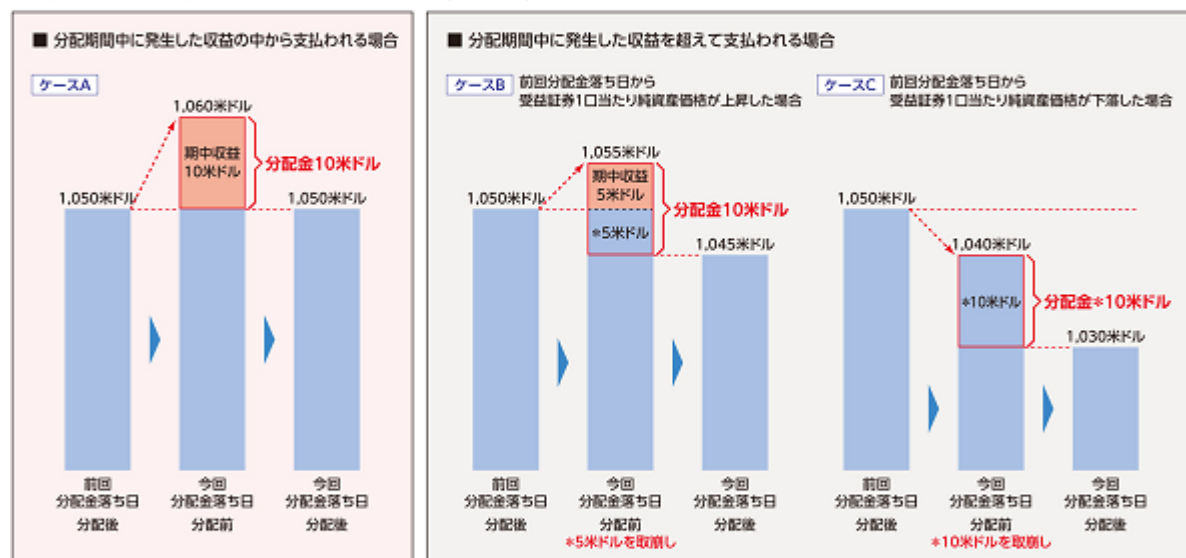
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではなく、ありません。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいいます。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

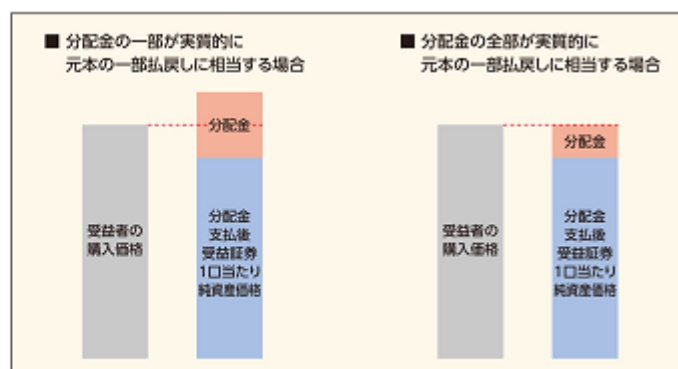
ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル	=	10米ドル
ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル	=	5米ドル
ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル	=	▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注) 豪ドル建の各クラスについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建で計算され、分配金は豪ドル建で支払われます。

受益者の受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

受益証券購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが見込まれる場合も同様です。



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が行われる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

（後略）

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

（3）信託期間

<訂正前>

サブ・ファンドは、後記「（5）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、その存続期間を延長しない限り、平成28年5月31日に終了する。

<訂正後>

サブ・ファンドは、後記「（5）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、その存続期間を延長しない限り、平成33年5月31日に終了する（注）。

（注）サブ・ファンドの存続期間は、管理会社により、平成33年5月31日まで延長された。

（5）その他

<訂正前>

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成28年5月31日より前に終了することがある。

（後略）

<訂正後>

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成33年5月31日より前に終了することがある。

（後略）

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

< 訂正前 >

（前略）

（３）役員および従業員の状況

（平成26年11月28日現在）

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成25年６月	三菱信託銀行株式会社（現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成26年３月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

< 訂正後 >

（前略）

（３）役員および従業員の状況

（平成27年６月30日現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年４月 平成27年６月	三菱信託銀行株式会社（現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成26年３月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

(4) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成26年9月末日現在、26億8,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(4) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）（注1）

(イ) 資本金の額

平成26年9月末日現在、26億8,000万円（注2）

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

（注1）国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更される。三菱ＵＦＪ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱ＵＦＪ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。

（注2）三菱ＵＦＪ投信株式会社の資本金の額は、平成27年4月30日現在、20億円である。

（後略）